

建設企業の経営革新に必要な経費を助成します！

～平成 25 年度「建設企業経営革新支援事業」の募集開始～

制度の目的

建設企業等が新分野・新市場進出や、新技術・新工法開発等の経営革新に向けて取り組む事業に対し、必要な経費への助成を行い、新潟県内における建設産業の活性化を図ります。

※詳しい募集案内、申請書はNICOのホームページ (<http://www.nico.or.jp/>) からダウンロードできます。

■対象者

建設企業、建設関連企業及びそれらを含むグループとし、新潟県内に主たる営業所を有する資本の額若しくは出資の総額が3億円以下の者又は常時使用する従業員の数が300人以下の者のうち、次のいずれかに該当する者が対象となります。

- (1) 建設業許可を有する者
- (2) 次のいずれかの登録を受けている者
 - ア 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)第2条
 - イ 測量法第55条
 - ウ 地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条

平成 23 年度より「新技術・新工法の開発」が支援対象事業に加わりました!!

■助成対象事業及び助成金の交付条件

対象事業	次の①～③のいずれかを目的とする企画・調査、商品開発、技術開発・システム開発、販売プロモーション等 <ol style="list-style-type: none">① 建設業以外の新分野・新市場への進出② 新技術・新工法の開発③ 合併、事業協同組合・企業組合・協業組合設立などの企業連携		
助成対象期間	交付決定日から平成26年2月28日まで		
助成金額	50～200万円	助成率	助成対象経費の1/2以内
助成対象経費	調査費、原材料費、構築物・機械装置・工具器具備品費、外注加工費、委託費、販売プロモーション費など、新分野進出等の経営革新事業の立ち上げに必要な経費		

★ 事業イメージ(例) ★

- ・ 農林水産業、環境リサイクル事業、福祉事業、観光事業への進出
 - ・ 指定管理者事業、PFI事業等の建設業関連市場への進出
 - ・ 土木建築工事に係る新技術・新工法開発
- (例) 既存インフラの維持修繕技術の開発 / 安価で簡易な新規住宅基礎工事工法の開発
ITを活用した建設現場遠隔監視システムの開発

■募集期間

平成 25 年 4 月 1 日 (月) ～ 5 月 20 日 (月)

■応募方法

助成金交付申請書、事業計画書、事業費明細書を作成し、その他必要書類を添付の上、提出してください。

※お願い：応募書類を提出する前に、まずはNICOまでご相談ください。

■採択方法

書類審査を通過した事業計画について、審査会でプレゼンテーションを行っていただき採否を決定します。

なお、プレゼンテーション審査会は6月下旬、助成金交付決定は7月中旬の予定です。 ※6件程度採択予定。

〈注意事項〉

- 応募書類の内容については当該審査以外に使用することはありませんが、特別なノウハウや営業上の秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- 助成対象となった場合、企業名・代表者名・事業テーマ・住所・業種・設立年月・資本金・従業員数・電話番号・採択年度を公表します。
- 提出された応募書類は財団法人にいがた産業創造機構が保管し申請者には返却いたしません。
- 不採択になった場合でもその理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

問い合わせ・申請書提出先

財団法人にいがた産業創造機構 (NICO) 経営支援グループ創業・経営革新チーム

〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル9階

TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <http://www.nico.or.jp/>